

工 事 請 負 費	632
備 品 購 入 費	6,445
運営検討情報収集委託費	2,088
施設設備整備費計	9,165
当年度支出合計	169,934
当年度収支差額	-147,620

実質支出超過は 147 百万円となっており、過年度においても 150 百万円程度の支出超過である。この支出超過額は、窯大の運営に県が負担している実質運営費である。

9. 職員会議

職員会議に関する規程は、佐賀県立有田窯業大学校管理規則第 35 条に記載されている。その構成員は、校長、副校長、教務部長、教授、助教授、総務課長及び別に校長が定める職員である。会議は校長が招集するが、原則毎月定例的に行われている。行事、学生の状況については必ず報告があっている。その他に重要な事項があれば、その必要に応じて臨時の会議も開催されている。

職員会議は、佐賀県立有田窯業大学校管理規則第 35 条第 2 項に次のように規定されている。

校長は、次の各号に掲げる事項については、職員会議の意見を聞かなければならない。

- (1) 入学試験の実施計画及び合格者の決定に関する事。
- (2) 教育課程に関する事。
- (3) 第 20 条の処分（入学許可の取消し）に関する事。
- (4) 第 25 条の処分（除籍）に関する事。
- (5) 第 27 条第 1 項の認定（進級・卒業及び終了）に関する事。
- (6) 第 28 条第 1 項の処分（懲戒）に関する事。
- (7) その他教務運営に関する重要な事項

10. 窯大運営協議会

佐賀県の条例に基づく機関ではないが、①教育研修の基本方針に関する事 ②教育研修計画、規模、指導体制に関する事 ③施設、設備及び環境の整備に関する事 ④学生の募集及び就職促進に関する事等に広く意見を聞くための場として、窯大運営協議会（構成員 21 名以

内。窯業界、学識者、行政関係者に知事が委嘱。農林水産商工本部長、九州陶磁文化館学芸員、有田窯業大学校長。)が設置されている。基本的には年1回開催されているが平成16年度については、4年制大学化の提案に係る調査結果の報告があり、2回開催されていた。

協議会は窯大事務局から前年度の窯大の運営状況と当該年度の計画の概要説明を受け、質疑応答の後概ね1時間で終了している。

1.1. 4年制大学化について

平成15年8月27日の佐賀新聞報道によると、窯大の運営協議会が技術修得に加え、焼き物文化や教養なども学べる窯業のスペシャリスト養成機関を目指し4年制大学構想を提案した。

窯大も財団法人窯業教育振興会(以下教育振興会という。)に対し「有田窯業大学校運営検討情報収集事業」を委託し、平成16年12月に報告書が提出された。この報告書は、高校生の進学調査、窯大在校生・卒業生に対する聞き取り調査、佐賀県陶磁器工業協同組合組合員に対するアンケート調査、陶磁器関係の学科等を有する大学の運営状況の調査結果が記載されている。

佐賀県としても私学文化課が所管する高等教育研究会で窯大の今後のあり方の検討が開始された。

1.2. 時間外勤務の状況

窯大の時間外勤務で特徴的なものは、教務部の平日の教室開放(午後8時まで)に伴う管理当番(3時間の時間外勤務)、窯焼成作業(火曜日・金曜日に6時間15分の時間外勤務)である。

平日の教室開放は、学生の実習科目における実技のレベルアップをはかるためになされている。この利用状況は専門課程、研究課程のほとんどの学生が利用しているとのことである。

窯焼成作業は、焼成時間が約16時間かかりほとんど午前0時近くまで窯が燃焼している。窯の燃焼が終了したことを確認してから帰るため6時間以上の時間外勤務が発生している。

第3. 監査結果

1. 陸路の旅費の計算について

平成16年11月、講師旅費の精算状況を検証した。検証の結果、佐賀県のコンピュータによる旅費精算は、佐賀県職員等の旅費に関する条例第7条に定める最も経済的な通常の経路とは言い難い経路を選択している場合がある。

旅費請求書兼計算書より抜粋

出発地 嬉野町 目的地 有田町

A: コンピュータによる計算結果

出発地 嬉野町 陸路使用 14km

武雄市経由 鉄道使用 JR 運賃

目的地 有田町

B: 佐賀県旅費便覧付属の佐賀県キロ程表には

出発地 嬉野町 陸路使用 17km

目的地 有田町

が掲載されている。これらの旅費の計算額は、

A法 陸路@37円×14km=518円 鉄道運賃270円
計788円

B法 陸路@37円×17km=629円

コンピュータで旅費精算を行う場合、出発地嬉野町、目的地有田町と入力すると、必ずしも旅費が一番安い方法を選択するようにはなっていない。

経営支援本部職員課の説明によると、旅費精算の画一化を図るため、下記の駅のない在勤地等における起点駅が登録されている。コンピュータでは起点駅を経由しても目的地に行ける場合には、JRを利用した旅費の計算をする。このため複数のルートで目的地に行ける場合に、必ずしも経済的な方法が採用されていない。

県庁全体で、このような複数の計算が考えられさらに経済的な方法が採用されていない分の額の検証は、全ての旅費計算を手計算で行う必要があることと、1件あたりの差額は少額であるため省略した。

佐賀県職員等の旅費に関する条例第7条には、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると定めている。従って、最も経済的な通常の経路は平成10年7月28日一部改正された佐賀県キロ程表に記載された最も経済的な経路を用いて計算

すべきである。

「駅のない在勤地等における起点駅の取扱について（通知）（昭和59年6月14日 人第230号 総務部長通知）最終改正 平成9年4月1日人第8号」

駅のない在勤地又は住所地から県外へ旅行する場合の起点とする駅について別紙のとおり定めましたので、昭和59年6月1日以後出発する旅行から適用してください。

駅のない在勤地等における起点駅

在勤地又は 住 所 地	起点駅迄 の路程km	起 点 駅	在勤地又は 住 所 地	起点駅迄 の路程km	起 点 駅
川副町	9	佐 賀	三日月町	5	久保田
諸富町	7		芦刈町	4	牛津
東与賀町	7		七山村	8	浜崎
大和町	6		北波多村	5	山本
富士町	20		肥前町	20	唐津
千代田町	10	玄海町	14		
	17	久留米	17		
東脊振村	4	吉野ヶ里公園	呼子町	16	牛津
脊振村	10	神 埼	福富町	9	
三瀬村	19	博 多	塩田町	5	肥前山口
	28			10	武雄温泉
北茂安町	4	中 原	嬉野町	5	肥前鹿島
	8	久留米		14	武雄温泉
三根町	15	佐 賀	嬉野町	11	彼杵
	10	久留米		15	肥前鹿島
上峰町	4	吉野ヶ里公園			
	12	久留米			

- 備考 1 行程の都合のため、この表により難しい場合を除く。
2 同一地に起点駅が二駅ある場合には、旅費支給上経済的な駅を起点駅とする。

2. 備品の棚卸について

財務規則上、備品として取扱うべき物品は、一品の取得価格又は取得評価額が2万円以上（税込み）とされており「備品出納・管理簿」（備品台帳）で管理されている。また一品の取得価格又は取得評価額が100万円以上（税込み）は重要物品として「重要物品整理票」で管理され、決算時に物品報告書に記載され出納長に報告される。

窯大では3月末に網羅的な実地棚卸は行われていない。そのため、現物と物品報告書との定期的な照合が行われていないのが現状である。また、決算時に報告される重要物品についても取得日付と取得価格のみで現物確認を行っている。したがって、管理番号等による台帳管理ではないため、同一物認定が困難な状況にある。

備品として管理すべき物品には備品札（管理シール）を貼付することになっている。貼付後、長期間経っているために、記載が不鮮明になっているもの、剥がされた形跡があるもの（ビデオデッキ）が散見された。

物品分類表上に、ソフトウェア（無形固定資産）の区分がない。このため、取得価格2万円以上の画像処理ソフト等であっても需用費で処理されている。備品台帳にはパソコン等の本体部分は備品として記載されているがソフトウェア部分は「別紙一覧表」として明細が添付されているのみである。

3. 受贈品等の寄付受納の処理について

窯大校内に展示又は保管されている講師資料は寄贈品等として受入れるべきだと思われる物品であるが、窯大開校以来寄贈者等に対する物品の寄付申込みなどの意思確認は行われていない。従って財務事務に関する取扱要領43条「寄付物品の受入手続」に準拠した寄付受納の手続は、一切なされていない。主なものを以下に掲げる。

資料名	作者	取得年月
色絵吹黒紫露草文鉢	13代今泉今右衛門	平成7年3月
和紙染花器	江口勝美	" 2月
白磁彫り紋様花器	中村清六	" 3月
白磁とる首花瓶	中村清六	" "
黒陶人形	持丸房子	平成8年6月
蓋物たたき壺	13代中里太郎右衛門	平成12年9月
たたき壺	13代中里太郎右衛門	平成8年5月

焼きメ湯呑み大小	山下憲一	平成7年7月
彷彿乾隆斗彩団花天球瓶	(酒井田柿右衛門寄贈)	平成14年9月

美術工芸品類については、公式な台帳ではないが「購入・寄贈等資料カード」により管理・保管されている。これらの物品の中には寄贈品もあるが、前述の講師資料と同様に寄付受納の手続が一切行われておらず、備品出納・管理簿にも一切記載されていない。

物品については、その所有権はいずれであっても帳簿に記載されるべきである。寄贈品であれ預り品であれ、適切な保管義務は当然窯大にあり、預り品であれば所有者に預っている旨の報告も必要になる。

まずは所有者に対し寄贈の意思を確かめ、その上で寄贈品となれば美術工芸品類として認定するか、教材資料として捉えるかについて検討すべきである。

なお、寄贈品の評価については、佐賀県立博物館・美術館や佐賀県立九州陶磁文化館では毎年寄贈品を受入れており、その評価方法等について指導を仰ぎ統一的な評価方法を用いて評価されることが必要である。

教育振興会からの現物寄付を受けた図書等が備品出納・管理簿等に記載されていない。寄贈品等の受入手続によって備品出納・管理簿への記帳を行うべきである。

主なものは下記一覧表（1個 50,000 円以上）に示すようなものがある。

単位：円

資 料 名	作 者	購入価格	取得年月
葉文細口壺（茶葉末釉）	荒木幹二郎	50,000	平成3年10月
香炉	染浦十郎	70,000	”
染付（白磁）花瓶	鶴山謹製	56,650	平成1年8月
伊賀耳付花入	谷本 景	165,000	平成2年11月
グエル公園のひとつき	リカドロ	95,000	平成11年8月

なお、財務規則第143条及び同取扱要領第44条によれば、「取得価格又は取得評価額が2万円未満の物品であっても、美術工芸品、文献等で資料価値の高いもの又はこれらに類するもので業務上保存の必要があるもの」は備品として取扱う旨規定されており、備品出納・管理簿への記帳も必要となる。

第4. 監査意見

1. 学生の応募並びに就職状況について

過去6年間の専門課程に応募した応募者の状況をみると、佐賀県内及び波佐見地区出身者と（以下便宜上、地元出身者という）それ以外の地区の出身者（以下便宜上、県外出身者という）とでは、地元出身者57名に対し県外出身者139名と、県外出身者の応募が県内出身者の応募の約3倍に達している。窯大が窯業に携わろうとする人に対し、専修学校として20年の長きに亘り窯業教育に尽くした実績の積み重ねによる高い評価を全国から得た結果だと考えられる。しかし平成13年度から5年間の合格者は、常に定員（30名）割れの状態が続いている。

研究科（定員10名）も、応募者集そのものが定員に満ちていない。研究科が高度な知識と技術を習得させることを目指しており、窯大専門課程の卒業者がこれと同等以上の学力を有するものと認めたもので、入学試験に合格したもののみ入学できるためハードルが高いこともあろう。

短期研修（定員40名）は、一般研修（ろくろ成形 定員10名、絵付技法 定員20名）と特別研修（ろくろ成形 定員10名）であるが、特に特別研修については、入学資格が現に就業しているものとなっていることから、応募者が定員に満ちていない状況であるが、一般研修の応募者は定員数を大幅に上回っており根強い入学希望がある。

入学者の年齢構成を見ると20代までが圧倒的に多く、次代を担う年齢層が入学し、毎日遅くまで勉学に励んでいる状況をみると、力強さを感じさせられる。

このような状況をみると、窯大は窯業を目指す若者に佐賀県という枠を超えて支持されていると考えることが出来よう。欲を言えば県内出身者の応募者がもっと増え、佐賀県内の窯業振興に寄与してもらえれば、窯大の教育目標によりかなうものと考えられる。

一方就職状況をみると、過去5年間の専門課程卒業者128名のうち、県内出身者47名のうち40名が県内に就職し、県外出身者81名のうち28名が県外に就職している。研究科への入学者は、専門課程の卒業生が多い。研究科卒業生のうち半数は県内に、短期研修の卒業生は圧倒的に県内に就職している。短期研修はろくろと絵付の技術を習得する場であり、過去5年間の県内出身者卒業生63名に対し県内就職者は72名と県内出身卒業生数を上回って就職している。短期研修の卒業生は、企業にとって比較的即戦力として受け入れやすい技術取得の状態にあるのかもしれない。これらの数字は、窯大卒業時に判明している数字であ

り、実際はこれ以上に県内に就職した学生がいるのかもしれない。

黛大にとって、教育期間も長い専門課程と研修科の卒業生の県内就職率をどう向上させるかは、県内窯業界の振興に寄与するという教育目標と結びつくものがあり、黛大としても教育と同等に県内就職率アップに力を注ぐ必要がある。バブル経済崩壊後、窯業界を取り巻く環境は厳しさを増し、これに伴う就職機会の減少に直面している黛大のもう一つの厳しさがある。

しかし特に有田地区には佐賀県窯業技術センター、佐賀県立九州陶磁文化館などの研究施設、黛大、それになんともいっても黛大で知り合うことが出来る著名な講師陣が身近に居られるという恵まれた環境であり、就職だけでなく起業家として残る選択肢もある。

2. ホテルパックを利用した場合の旅費精算について

旅費における航空運賃の支給方法等について(通知)人第268号 平成11年6月18日は以下のように記載されている。

1. 航空運賃

(1) 支給方法

ア 概算払

(ア) 佐賀空港発着便並びに福岡空港発着便のうち東京便、大阪便及び名古屋便

特定便割引の運賃額を概算払し、旅行完了後、現に支払った旅客運賃(以下「航空運賃の実費額」という。)を確認のうえ精算する。

なお、同一路線に複数の特定便割引が設定されていたり、特定便割引が設定されていない便がある場合は、原則として便数が最も多い運賃額を概算払することとする。

(イ) その他の便

普通旅客運賃額を概算払し、旅行完了後、航空賃の実費額を確認のうえ精算する。

なお、(ア)及び(イ)について旅行命令の時点で利用予定の運賃額が分かっている場合は、当該運賃を概算払できる。(航空賃の実費額の確定は精算時で可。)

イ 完了払

航空賃の実費額を確認のうえ支給する。

(2) 実費額の確認方法

旅行命令権者は旅行者に航空券の写しを提出させ、航空賃の